今後の障害保健福祉施策の在り方について (中間報告の要旨)

平成9年12月9日

身体障害者福祉審議会、中央児童福祉審議会障害福祉部会、 公衆衛生審議会、精神保健福祉部会合同企画分科会

1 趣旨

障害保健福祉施策は、平成7年12月に決定された「障害者プラン」に基づき推進しており、平成8年7月には障害保健福祉部を設置し、推進体制の強化を図ったところ。

今後の障害保健福祉施策の在り方について、 介護保健制度との関連に留意しつつ、特にその 総合化の観点から全般的な検討を行うため、平 成8年10月に身体障害者福祉審議会、中央児童 福祉審議会障害福祉部会及び公衆衛生審議会精 神保健福祉部会に企画分科会を設置し、合同で 審議を行ってきた。

小委員会の5回の審議を含め、14回にわたり 審議が行われ、今般、中間的な取りまとめが行 われた。

2 主な内容

障害保健福祉施策の総合化

- ・市町村における保健福祉サービス提供体制の 一元化の推進。一方では、市町村に対する専 門的支援の強化
- ・在宅サービス、施設の3障害間の相互利用の 推進
- ・障害者種別間でのサービスの整合性の確保

障害の重度・重複化等への対応

- ・夜間の介護体制等による家族の負担の軽減
- ・重度・重複の精神薄弱者のための施設形態の 創設の検討
- ・ALS (筋萎縮性側索硬化症)等重度障害者 への対応改善

介護保険制度との関連での整理

- ・高齢者と比較して遜色のないサービスを提供 するための訪問入浴等の導入の検討
- ・措置制度について利用者本位のサービス提供 のための仕組みの検討

障害者の権利擁護

- ・随時対応する相談事業の実施
- ・「精神薄弱」の用語の見直し

3 今後の進め方

中間報告の主要論点についてさらに検討を深めるとともに、精神保健福祉法の見直しについては別途検討し、来年の夏から秋頃に最終的な取りまとめを行う予定。

中央社会福祉審議会における社会福祉事業の 在り方の検討とも整合性の確保を図る。

障害保健福祉施策の今後の在り方について

◎検討の視点

- ①身体障害、精神薄弱、精神障害の3つの施策の総合化
- ②介護保険制度の導入を踏まえ 障害者施策の再整理
- ③ 21 世紀を迎える中で社会経済 や意識の変化への対応



◎基本的理念

- 1. 障害者の自立と社会経済活動 への参画の支援
 - ○生活の自立等に向けたリハビ リテーション
 - ○障壁の除去等による機会均等 化、障害のある者もない者と 同様に生活するノーマライゼー ションの実現

2. 主体性・選択性の尊重

- ○障害者の選択肢の拡大
- 〇生活の質 (QOL) の向上

3. 地域での支え合い

○地域社会の支援、障害者同士 の支え合い、ボランティア活 動、民間事業者

◎基本的な施策の方向

- 1. 障害者の地域生活支援施策の 充実
 - ○障害者の需要に対応したサー ビス
 - 〇在宅で介護する家族への支援
 - ○施設の機能の地域開放

2. 障害保健福祉施策の総合化

- ○保健福祉サービスの決定権限 の統一化
- ○障害種別を超えた総合的施策
- ○生涯を通じた適切なサービス 提供
- ○保健、医療、福祉の連携強化

3. 障害特性に対応する専門性の 確保

- ○専門的機関の支援体制の強化
- ○専門職の充実

4. 障害の重度・重複化、高齢化 への対応

- ○重度・重複障害への適切な対 応
- ○介護保険と遜色のないサービ ス

5. 障害者の権利擁護と参画

- ○権利擁護への迅速な対応
- ○障害者活動の推進

◎具体的な施策の方向

1. 障害者の地域での生活支援

- ・訪問介護事業等の充実(夜間 介護体制の検討等)
- ・各種サービスの相互利用
- ・家族等の負担軽減サービス
- ・精神障害者の在宅支援施策の 検討
- ・障害者社会参加推進センター の整備

2. 障害者施設体系

- ・施設体系の見直し(重度・重複の精神薄弱者のための施設形態の創設等)、処遇の充実
- ・施設の在宅サービス**支援機**能 強化
- ・障害種別間の施設利用の弾力 化
- ・ALS 等重度障害者への対応改 善
- ・小規模作業所の積極的位置付 け

3. 障害保健福祉サービスの提供 体制

- ・市町村におけるサービスの一 元化
- ・市町村域、障害保健福祉圏域、 都道府県域の役割分担
- ・利用者本位のサービス提供の ための仕組みの検討

4. 障害特性に対応する専門的な 支援

- ・総合的リハビリテーション体 制の整備
- ・更生相談所等の統合等の検討
- ・専門職養成と生涯研修体制の 整備

5. 障害者の権利擁護

- ・随時対応の相談事業の実施
- ・用語と資格欠格条項の見直し

6. その他

・障害者関係審議会の統合

105

今後の障害保健福祉施策の在り方について(中間報告)の概要

◎検討の視点

- ①身体障害、精神薄弱、精神障害の3つの施策の 総合化
- ②介護保険制度の導入を踏まえた障害者施策の再 整理
- ③ 21 世紀を迎える中で社会経済や国民意識の変化への対応

(社会保障構造改革、財政構造改革、地方分 権、規制緩和等)

Ú

◎基本的理念

1. 障害者の自立と社会経済活動への参画の支援

○リハビリテーションの目標を生活の自立等に広く拡大。障壁の除去等による機会均等化を図り、 ノーマライゼーション(障害者が障害のない者と同様に生活し、活動する社会)を実現

2. 主体性・選択性の尊重

○障害者が主体的に自立した生活を送れる選択肢 の拡大、生活の質(QOL)の向上を推進

3. 地域での支え合い

○地域社会の支援、障害者同士の支え合い、ボランティア活動が重要。地域の施設の活用、住民参加、民間事業者の参加も推進

Û

◎基本的な施策の方向

1. 障害者の地域生活支援施策の充実

- ○障害者の需要に対応したサービス、在宅で介護 する家族への支援を充実
- ○障害者施設の有する機能の有効活用

2. 障害保健福祉施策の総合化

○保健福祉サービスの決定権限の市町村への一元 化、障害種別を超えた総合的施策の推進 ○生涯を通じた適切なサービスの提供、保健・医療・福祉の連携強化

3. 障害特性に対応する専門性の確保

- ○専門的機関の支援体制の強化、総合的リハビリ テーション体制の整備
- ○専門職の関係機関への配置、専門研修体制の整 備

4. 障害者の重度・重複化、高齢化への対応

○重度・重複障害への適切な対応、介護保険と遜 色のないサービスの提供

5. 障害者の権利擁護と参画

○障害者の権利擁護に迅速に対応できる仕組みの 整備、障害者活動の推進

◎具体的な施策の方向

1. 障害者の地域での生活支援

(1) 障害者の需要への的確な対応

- ①在宅保健福祉サービスの充実
 - ○訪問介護 (ホームヘルプサービス)、日帰り介護・活動 (デイサービス)、短期入所生活介護 (ショートステイ)等の展開と障害者の自立支援事業等の拡充、夜間も介護が受けられる体制の整備の検討
 - ○精神障害者の訪問介護事業等在宅支援施策の 総合的検討

②施設機能の活用

- ○障害者施設への日帰り介護・活動事業等の機 能付加
- ○施設と利用者の直接契約による利用方式の推 粉
- ③地域における総合相談窓口の確立

○地域における地域生活(療育)支援センター の整備

④医療的支援

- ○在宅障害者の医療サービス確保方策の検討
- ○精神障害者の身体合併症対応方策の検討

⑤介護保険制度との関連での整理

○障害程度等に応じた標準的なサービス量の提示、訪問入浴等の導入の検討。介護サービス 支援 (ケアマネジメント) の実施

(2) 介護する家族等への支援

- ○障害者を介護・養育する家族等の負担軽減の ために一時的なサービスを利用できる事業(レ スパイトサービス)の実施の検討
- ○短期入所生活支援事業の運用の弾力化

(3) 各種サービスの相互利用

- ○日帰り介護・活動、短期入所生活介護、地域 生活援助事業 (グループホーム) の相互利用 の拡大
- ○高齢者施策との相互利用の促進

(4) 社会参加の促進

○障害者全体を対象とする「障害者社会参加推 進センター」の中央及び都道府県単位での整 備、当事者活動への支援の強化

(5) 地域での支え合い(コミュニティケア)の推進

〇地域の施設や地域生活(療育)支援センター の機能強化

(6) 福祉機器の研究開発・普及の促進

- ○補装具、日常生活用具の給付制度全体の在り 方の更なる検討
- ○給付手続の簡素化、研究開発の推進、情報提供の仕組みの確立

2. 障害者施設体系

(1) 施設体系の整理

- ①検討の視点
 - ○障害者の年齢や能力への対応、医療との関係、 就労等との関係、地域との関係、生活の質の 向上という観点からの施設の在り方

②施設類型に関する当面対応すべき課題

- ア. 身体障害者更生援護施設
 - ○療養施設の処遇内容充実、入所基準等の明確化、在宅生活の支援
 - ○授産施設の再整理、重度障害者に係る医療 的処遇の検討
- イ. 精神薄弱者援護施設
 - ○重度・重複者の生活施設の創設と施設分類 の再整理の検討
 - ○地域生活援助事業、通勤寮、福祉ホームの 就労要件に係る検討
- ウ. 精神障害者施設
 - ○地方公共団体等の役割の強化の検討
 - ○精神障害者の長期慢性入院患者に係る施設 の在り方の総合的検討

(2) 施設における障害の重度・重複化、高齢化への対応

○施設設備、人員配置等の機能の強化。筋萎縮 性側索硬化症 (ALS) 等の重度障害者への対 応の改善。重度加算方式への一本化の検討

(3) 地域の中での施設の機能の発揮

- ①障害児通園施設、授産施設等の相互利用の推進。 将来の一本化の検討
- ②施設の小規模化(重度施設の最低定員の引下げ 等の検討)
- ③通所機能、在宅サービス支援機能の強化(各施設の自主事業の促進等)

(4) 施設での処遇の充実

○個室化等の推進、強度行動障害特別処遇事業 の一般化、施設職員の資質向上。施設サービ スの評価基準・仕組みの導入の検討

(5) 小規模作業所の位置付け

〇法定施設(事業)化への要件緩和。新たな事 業形態の検討

- 3. 障害保健福祉サービスの提供体制
- (1) 市町村におけるサービス提供体制の一元化
 - ①障害児、精神薄弱者の福祉サービス決定権限の 市町村への移譲
 - ②精神障害者の福祉サービスの市町村における対応の強化
 - ③市町村での総合的障害者保健福祉サービスの提供
 - ○第一次的な相談窓口の役割、調整の取れたサービスの提供を推進
- (2) 適切な機能分担によるサービス提供体制の構築
 - ①市町村域―在宅保健福祉サービスの適切な供給、 障害者計画の策定
 - ②障害保健福祉圏域―入所施設等の適正配置、地域生活(療育)支援センター の配置
 - ③都道府県域―市町村への支援、専門的業務の実施、総合的リハビリテーションセンターの整備、広域的社会参加促進事業の実施
- (3) 利用者本位のサービス提供の仕組み
 - ○利用者への十分な情報提供、選択を尊重する 仕組みの在り方の検討
 - ○民間事業者等多様な提供主体によるサービス 提供の促進を検討
- (4) 費用徴収の在り方
- 4. 障害特性に対応する専門的な支援方策
- (1) 専門的機関の在り方
 - ①更生相談所等の在り方
 - ○市町村等の支援のための専門的機能の充実
 - ○更生相談所等の統合、再編、連携等の検討
 - ②精神保健福祉センターの在り方
 - ○更生相談所等との相互支援のための機能の見 直し、統合等の検討
- (2) 専門職の養成と生涯研修体制の整備
 - ○障害の特性に応じた専門職の計画的養成、生 涯研修体制の整備
 - ○障害者同士の相談等の障害特性に応じた人材 の育成
- (3) **障害特性に応じた施策の充実**(情報伝達に係る 施策等)

5. 障害者の権利擁護

(1) 障害者の権利擁護の方策

- ○福祉事務所等の対応要領の整備、施設の入所者 の権利を尊重する生活支援指針や預り金の管理 に関する指針の策定
- ○障害者やその家族等の相談に随時対応する相談 事業の実施
- ○法務省の「成年後見制度」の検討を踏まえた対 応の検討
- ○施設処遇についての苦情申し立てを受ける機関 の設置の検討
- (2) 用語と資格欠格条項の見直し
 - ○「精神薄弱」の用語の早急な見直し
 - ○各種資格制度等における欠格条項の実態調査と 見直しの推進

6. その他

- (1) 障害者関係審議会の統合
- (2) 障害者の保健福祉サービスに関する総合法制の中長期的検討
- (3) 障害認定・範囲についての整理
 - ○自閉症、てんかん、高次脳機能障害の施策の整 理
- (4) 難病を有する者への対応
- (5) 障害保健福祉研究の促進
- (6) 障害者の所得保障
- (7) 文部、労働、建設行政等との連携

合同企画分科会委員名簿

氏	名	職名
(身体障害者福祉審議会)		
安藤	豊喜	全日本聾唖連盟理事長
〇板山	賢治	日本障害者リハビリテーション協会副会長
金田	一郎	全国社会福祉協議会顧問
岸波	正	日本盲人会連合総合企画審議委員会委員長
兒玉	明	日本身体障害者団体連合会副会長
〇徳川	輝尚	全国社会福祉協議会身体障害者施設協議会会長
藤井	博	日本労働組合総連合会自治労健康福祉局次長
◎○三浦	文夫	前日本社会事業大学特任教授
(中央児童福祉審議会障害福祉部会)		
有馬	正高	東京都立東大和療育センター院長
石井	哲夫	こどもの生活研究所所長
◎○今泉	昭雄	心身障害児福祉財団理事長
〇江草	安彦	旭川荘理事長
田山	輝明	早稲田大学教授
長谷月	泰造	長谷川総合法律事務所所長
〇八谷	祐司	日本精神薄弱者愛護協会会長
(手塚	直樹)	全日本手をつなぐ育成会理事 (平成9年10月任期満了に伴い退任)
(公衆衛生審議会精神保健福祉部会)		
大熊田	由紀子	朝日新聞社論説委員
岡上	和雄	中央大学法学部教授
◎○笠原	嘉	藤田保健衛生大学医学部教授
古谷	章惠	日本看護協会保健婦職能理事
牧	武	日本精神病院協会副会長
町野	朔	上智大学法学部教授
〇宮坂	雄平	日本医師会常任理事
〇谷中	輝雄	全国精神障害者社会復帰施設協会会長

(注) ◎は座長(各回持ち回り)

○は合同企画分科会小委員会委員